

森づくり県民提案事業審査要領

制定	平成20年	5月	1日水緑第161号
改正	平成22年	2月	2日水森第3488
改正	平成22年10月	13日森-2395	
改正	平成24年12月	10日森-2459	
改正	令和5年12月	8日森保-1817	

(趣旨)

第1 森づくり県民提案事業の選考は、この審査要領に基づいて行うものとする。

(審査方法)

第2 審査は、別表「森づくり県民提案事業審査基準」(以下「審査基準」という。)に基づき、第1次審査及び第2次審査により行う。

1 第1次審査

(1) 第1次審査は、応募書類の審査とし、所轄の地域振興局長(以下「局長」という。)が行う。

(2) 局長は、事業提案書の提出があった場合は、速やかに審査基準に基づき、第1次審査を行い、その審査結果(様式第1号)を付して農林水産部長(以下「部長」という。)に提出(様式第2号)する。

2 第2次審査

(1) 第2次審査は、応募内容の審査とし、森づくり県民提案事業審査会(以下「審査会」という。)が行う。

(2) 局長より第1次審査結果の提出があった場合は、審査会は、速やかに審査基準に基づき事前審査を行い、事前審査の結果(様式3号)について、秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会(以下「委員会」という。)へ意見を聞くこととする。

(3) 審査会は、必要に応じて申請者に意見を求める場合がある。

(4) 委員会は、(2)により意見を求められた事前審査の結果について検討し、審査会へ意見を回答する。

(5) 審査会は、委員会の意見を受けて、総合的に判断し採択事業を決定する。

3 審査会の構成

(1) 審査会の委員は、農林水産部森林技監、森林環境保全課長、森林環境保全課調整・森林環境チームリーダーの3名で構成する。

(2) 審査会の会長は、農林水産部森林技監をもって充てる。

(3) 審査会は、必要に応じて会長が招集する。

(4) 審査会に係る庶務は、農林水産部森林環境保全課が担当する。

4 審査の手順

第2次審査は一般及び特別枠に分けて審査を行い、審査基準を満たしたもののの中から、新規の提案団体を優先して採択するものとする。

5 結果の通知

部長は、選考結果について局長に通知(様式第4号)し、局長は応募のあったすべての団体に選考結果を通知(様式第5号)するとともに、採択事業について予算の内

示を行う。

なお、選考結果については、応募状況と併せて、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」で公開する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年7月14日から施行する。
- 3 この要領は、平成21年3月2日から施行する。
- 4 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成21年12月16日から施行する。
- 6 この要領は、平成22年2月2日から施行する。
- 7 この要領は、平成22年10月13日から施行する。
- 8 この要領は、平成24年12月10日から施行する。
- 9 この要領は、令和5年12月8日から施行する。

別表

森づくり県民提案事業審査基準

- 1 審査は提出された事業提案書等により、次の項目により評価を行う。
但し、第1次審査においては、審査項目のうち1つでも合致していない場合は欠格とする。
- 2 第2次審査における各項目ごとの評価は、別紙「森づくり県民提案事業評点表」によるものとする。
- 3 総合評定は、第2次審査の合計評点が10点以上のもののうちから、上位のものを優先して選考するものとする。なお、合計評点が同点の場合は本事業の継続年数が少ない団体を優先して選考するものとする。

区分	審査項目	評価の観点		評点	
第1次 審査	①団体の適格性	・応募できる団体であるか (任意団体の場合は、規約等を有し、会計処理が適正に行われていると認められる団体か)		・合致しているか	
	②事業要件の適合性	・募集対象となる活動であるか (森林での保全・体験活動や林産物等の活用推進に資する事業であるか)			
	③応募書類の適合性	・書類内容に不明な点や不備はないか ・活動内容やそれにかかる経費の内訳は明確であるか			
第2次 審査	事業内容 (16点満点)	ア	合致性	・森づくり県民提案事業の趣旨に合致するか	・5段階評価 ・3段階評価 ・評価項目(2点) ・評価項目 ウ…2点 エ…3点 オ…1点
		イ	波及性	・幅広く参加者を募っているか ・他団体との連携や活動の広報を行っているか	
		ウ	具体性	・計画が具体的で、事業効果が期待できる内容となっているか	
		エ	独自性	・地域の実情や特性に応じ、活動に創意工夫が見られるか	
		オ	将来性	・翌年度以降の継続性や発展性が見込まれる活動であるか	

※第2次審査のイの一部、ウ～オについては、各評価項目に合致するものがあれば、それぞれ1点を加算するものとする。